

電子申請で各種届出をされたみなさまへ

電子申請の処理状況について

現在、雇用保険の資格取得届、高年齢雇用継続給付、育児休業給付等の電子申請処理に遅れが生じております。

令和7年4月より新たな給付金制度が創設されたことによる申請数の急激な増加に伴い、下記の通り処理完了まで時間を要しております。

また、例年4月および5月は申請が特に集中する時期のため、通常よりもさらにお時間をいただく場合がございます。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

令和8年4月30日現在の処理状況

届出の種類	現在処理中のもの
雇用保険資格取得届	4月 2日到達分
高年齢雇用継続給付（初回）	4月 3日到達分
高年齢雇用継続給付（2回目以降）	4月 16日到達分
育児休業給付（初回）	4月 7日到達分
育児休業給付（2回目以降）	4月 16日到達分

※申請内容によって、審査に日数を要する場合がございます。それに伴い処理が前後する場合がございますのでご了承ください。